

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年12月28日
【発行者の名称】	株式会社テクノクリエイティブ (techno-creative CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 三嶋 一秀
【本店の所在の場所】	熊本市中央区神水二丁目9番1号
【電話番号】	096-386-2360
【事務連絡者氏名】	執行役員 Co.プランニング部 部長 松田 英明
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社テクノクリエイティブ https://www.techno-creative.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期
決算年月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月
売上高 (千円)	3, 898, 932	4, 891, 886	5, 752, 152
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△4, 949	617, 793	243, 793
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△91, 814	377, 388	138, 765
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	50, 000	50, 000	50, 000
発行済株式総数 (株)	200	200	2, 000, 000
純資産額 (千円)	60, 990	367, 808	507, 732
総資産額 (千円)	1, 878, 179	2, 346, 223	2, 589, 599
1株当たり純資産額 (円)	30. 49	183. 90	253. 86
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	35. 285 (35. 285)	— (—)
1株当たり当期純利又は当期純損失(△) (円)	△45. 90	188. 69	69. 38
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	3. 2	15. 7	19. 6
自己資本利益率 (%)	—	176. 0	31. 7
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	18. 7	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	241, 727	406, 557	40, 547
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	4, 051	222, 153	△411, 114
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	45, 837	△275, 656	273, 616
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	791, 608	1, 144, 662	1, 047, 711
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	1, 008 〔—〕	1, 239 〔—〕	1, 347 〔—〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第23期及び第24期は潜在株式が存在しないため、第22期は1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第22期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が2022年9月30日時点においては非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 第22期の財務諸表については、和泉監査法人による監査は受けておりません。
8. 第23期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、和泉監査法人により監査を受けております。また、第24期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条3項の規定に基づき、和泉監査法人により監査を受けております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という。）等を第24期事業年度の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首の利益剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。
10. 当社は、2022年6月15日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。
 なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

2 【沿革】

当社代表取締役三嶋一秀が、ITテクノロジーのニーズを事業に取り込むために、1999年9月に当社を設立いたしました。当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年 月	沿 革
1999年9月	株式会社テクノクリエイティブを設立（資本金1,000万円）
2000年3月	一般労働者派遣事業許可を取得
2005年3月	有料職業紹介事業許可を取得
2006年5月	プライバシーマークを取得
2006年6月	福岡支社を開設
2006年8月	東京支社を開設
2007年8月	SI事業を開始
2008年3月	SalesForce.com導入コンサルタントを取得
2008年6月	マイクロソフト認定パートナーを取得
2012年8月	名古屋オフィス(現名古屋支社)を開設
2013年4月	大阪オフィス(現大阪支社)を開設
2015年10月	TECHNO-CREATIVEビルを落成・本社を移転、熊本開発センター開設
2016年8月	福岡開発センターを開設
2017年4月	製造請負優良適正事業者認定を取得
2018年7月	大分オフィス(現大分支店)を開設
2018年10月	株式会社ジー・イー・エヌよりアウトソーシング事業を事業譲受
2018年10月	資本金を5,000万円に増資
2018年10月	久留米営業所(現久留米支店)を開設
2018年10月	自社製品「Recruiting Assistant」・「LIBECAL」を発表
2018年11月	北九州営業所(現北九州支店)・開発センターを開設
2019年3月	優良派遣事業者認定を取得
2019年9月	大分開発センターを開設

2019年10月	熊本県ブライト企業に認定
2020年 4 月	自社製品「ほっとnavi」を発表
2020年 9 月	ISO9001認証・ISO27001認証を取得
2021年 6 月	北九州工場を開設
2021年 8 月	熊本県SDGs登録制度に登録
2022年 1 月	名古屋開発センターを開設
2022年 4 月	南関工場を開設
2022年11月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場

3 【事業の内容】

(1) 総合エンジニアリング事業

当社は、「夢をかたちに・・・技術を未来に・・・」という企業ビジョンを掲げ、企業理念である「知恵と想像力により人に感動を与える企業」として、国内8拠点(熊本、東京、名古屋、大阪、福岡、北九州、久留米、大分)にて、「総合エンジニアリング事業」を展開しております。

なお、当社の事業は総合エンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しておりますが、当該事業はネットワークするマンパワー属性に応じて領域を2つに分けており、システム開発やインフラ基盤構築分野における「システムインテグレーション領域」、機械類や生産装置などの設計開発・製造を行う「エンジニアリング領域」で構成されております。当社の事業は、この2つの事業領域におけるワンストップの役務提供・モノ作りサービスの事業拡大に取り組むことで、これまでの経験と知識であらゆる状況変化に柔軟に対応しております。

システムインテグレーション領域では、システム開発やインフラ基盤構築分野におけるシステムインテグレーションを展開することで、あらゆる業種のお客様向けにワンストップのトータルITソリューションサービスを提供しております。近年では、コンシューマー向けのスマホアプリ開発や保育所向けの自社製品開発にも力を入れております。また、AI・IoT・ロボット・クラウド・5G等の最新のITトレンドに適応可能な先端IT人材を育成し、近年提唱されているデジタル・トランスフォーメーション（DX）時代のニーズに応えるべく、顧客のビジネス・組織・業務のあり方・人々の生活や働き方に変革をもたらす、最先端のモノづくり・ソリューションサービスの提供にチャレンジしております。

エンジニアリング領域では、国内外のメーカーを中心に、設計・組立・据付・保全等の生産工程におけるワンストップサービスを提供しております。モノづくりのメーカーを目指すために、請負事業に注力しております。現在は、半導体製造装置等のエレクトロニクス分野や、自動機等のファシリティ分野をメインとした事業展開を行っておりますが、電気自動車や次世代型エネルギー源の生産等のカーボンニュートラル分野においても専門性の高い組織を作り上げ、九州から全国展開への事業拡大を計画しております。また、自社工場の稼働に向けて、各現場における生産体制を集約し、さらなる生産性・独立性の向上を目指してまいります。

当社の総合エンジニアリング事業の主要顧客は、国内製造メーカー、社会インフラ系の業種や、これら業種の仕入先企業であるコンピューターメーカー、電子機器・電子部品メーカーの業種であり、当社の事業拠点別における販売比率が高い業界は下図のとおりであります。

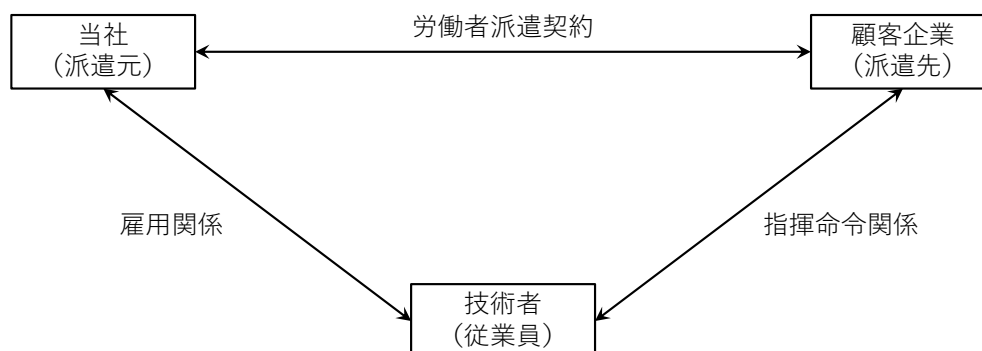
当社の事業拠点	当社の販売比率が高い業界
①熊本本社	半導体製造装置、二輪車、工作機械、医療、等
②東京支社	金融、官公庁、通信、等
③名古屋支社	自動車、物流、等
④大阪支社	地方自治体、物流、等
⑤福岡支社	金融、地方自治体、通信、物流、等
⑥北九州支店	鉄鋼、自動車、工作機械、等
⑦大分支店	半導体製造装置、鉄鋼、等
⑧久留米支店	半導体製造装置、物流、等

（２）顧客企業との契約形態

当社が行う事業の契約形態には、派遣契約、請負契約、準委任契約があります。

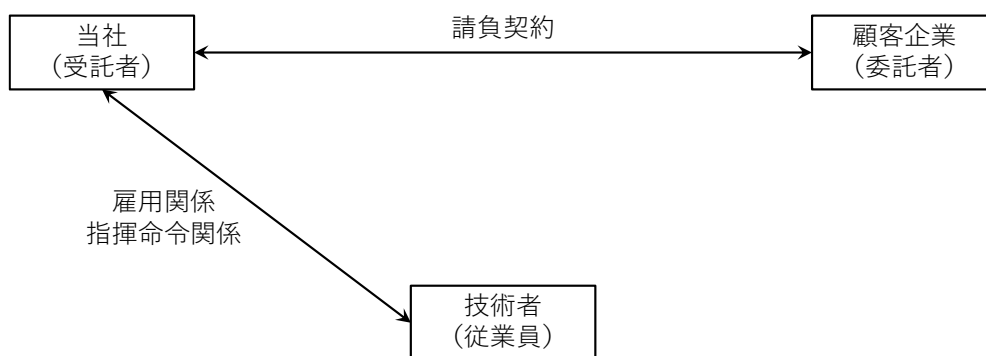
①労働者派遣契約

派遣契約の特徴は、当社（派遣元）と顧客企業（派遣先）とが分離しており、当社技術者（従業員）は顧客企業（派遣先）の指揮命令を受け、労働に従事いたします。



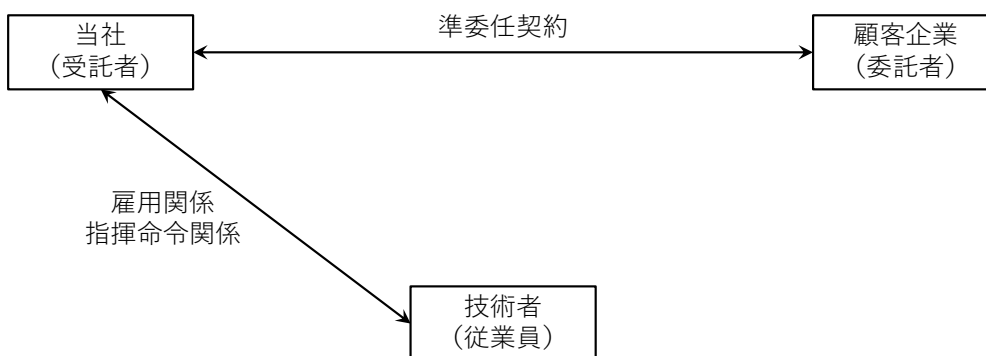
②請負契約

請負契約特徴は、当社（受託者）が顧客企業（委託者）から業務を受託し、その業務遂行の指示や技術者の労務管理等について、一切の責任を当社（受託者）が負い、仕事を完成させ成果物を納品するものであります。

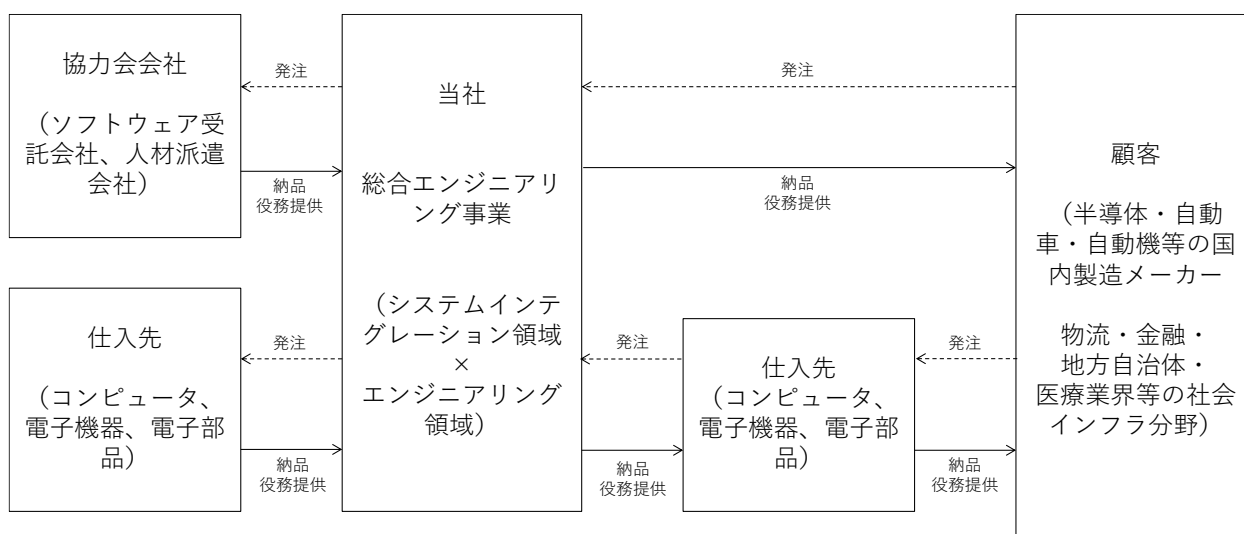


③ 準委任契約

準委任契約の特徴は、当社（受託者）が顧客企業（委託者）から法律行為以外の業務を受託し、その業務遂行の指示や技術者の労務管理等について、一切の責任を当社（受託者）が負い、業務を遂行するものです。準委託契約の目的は業務の遂行としているため、受託者は成果物の完成責任を負いません。



[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社松濤	熊本市中央区	20,000	資産管理業	(100.0)	役員の兼任

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,347	38.1	3.3	2,989

(注) 1. 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及び通勤手当を含んでおります。

2. 当社の事業は総合エンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1)業績

第24期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当会計年度における我が国経済は、ウクライナ情勢等を受けた資源価格上昇による下押し圧力を受けるものの、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響が和らぐもとで、基調としては持ち直してきております。海外経済におきましても、国・地域ごとにばらつきを伴いつつありますが、総じてみれば回復傾向にあります。また、企業収益は全体として高水準で推移しており、業況感については横ばいとなっております。こうしたもとで、設備投資につきましても、一部業種に弱さがみられるものの、持ち直してきております。但し、ウクライナ情勢が国内経済に与える影響は特に注意が必要で、情勢悪化の長期化による資源価格の一層の高騰・高止まりや、国際金融市場の動揺、欧州経済の大幅な下振れとなれば、国内外の景気回復の見通しが崩れる可能性もあります。

当社を取り巻く環境といたしましては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大に起因する供給制約（サプライチェーンの乱れ：物流麻痺、部品生産・調達における制約等）により、国内製造業においては一時的に生産調整が見られたものの、ペントアップ需要に伴う増産体制の拡大が継続されております。また、コロナ禍におけるDX需要が追い風となっており、AI・セキュリティ関連・老朽化したシステムの刷新等のIT案件も拡大基調にあります。

こうした状況の下、当社におきましては、顧客企業の生産体制強化のニーズに応えるべく、顧客企業への提案活動やエリア毎の採用基盤の整備等、事業基盤の構築を継続してまいりましたが、特に当社の主要取引先である半導体製造装置プロジェクトにおいて、生産調整による余剰人員が発生し、営業利益・経常利益・当期純利益が低調に推移いたしました。しかしながら、顧客企業の増産に伴う当社における受注環境が良化する見通しを受け、全社をあげて採用活動および人材育成を継続してまいります。

これらの結果、当事業年度の売上高は5,752,152千円（前年同期比17.6%増加）、営業利益は226,506千円（前年同期比28.5%減少）、経常利益は243,793千円（前年同期比60.5%減少）、当期純利益は138,765千円（前年同期比63.2%減少）となりました。

なお、当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

第24期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は1,047,711千円（前期末比96,950千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は40,547千円となりました。これは税引前当期純利益を246,691千円計上したことが主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は411,114千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出412,257千円が主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は273,616千円（前事業年度は275,656千円の支出）となりました。これは主に、借入金の返済によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社は役務提供を中心とした総合エンジニアリング事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第24期事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
総合エンジニアリング事業	5,752,152	117.6
合計	5,752,152	117.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
㈱荏原製作所	608,996	12.4	710,270	12.3

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 技術社員の増強と営業体制の拡充

取引高の大きい既存・定常の顧客からの安定受注を継続すると共に、新規顧客からの受注拡大に必要な要員を確保するために、技術教育に注力すると同時に、様々な案件に人材を柔軟かつ機動的に配置できるよう努めてまいります。具体的には、システムインテグレーション領域においては、プロジェクトマネージャー(PM)・プロジェクトリーダー(PL)・システムエンジニア(SE)等の上流工程が対応可能なエンジニアの採用・配置を進め、エンジニアリング領域においては、現場マネジャーやリーダーの採用・配置を進めてまいります。

また、新規顧客を開拓するために、当社の得意な技術分野での提案力を強化するために請負専門の部署や顧客向け専門部署等を設置し、営業社員と技術社員が一体となった受注体制の強化を図ってまいります。具体的には、システムインテグレーション領域においては、IT請負や顧客向けの専門部署を設置し、エンジニアリング領域においては、品質管理や安全衛生等の製造支援担当者の採用・配置を進めてまいります。

(2) プロジェクトの請負化・大規模化の推進

売上と収益の拡大を目指し、大型プロジェクトの一括請負を行うため、プロジェクト管理強化活動を推進しております。プロジェクト管理能力を強化することにより請負業務のリスクを軽減し、大型プロジェクトの請負能力を強化してまいります。加えて、各技術工程を標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ると共に技術者教育を強化し、必要な技術を持つ技術者を流動的にプロジェクトに結集させるために、事業部間の連携も強化してまいります。

(3) 優秀な人材の育成・確保

当社の競争力の源泉である人材育成に関しましては、社内外研修やe-ラーニングを活用した、新人研修・階層別研修・技術研修・コンプライアンス研修等の社内教育を最優先事項として取り組んでまいります。また、採用活動においても、人材の多様性に配慮し広い視野で実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWEB面接を多用し、将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいります。

(4) 先端技術へのチャレンジ

近年、IoT・AI・クラウドコンピューティング・自動運転等の新技術が産業界に留まらず社会の仕組みまでを変えてしまうような状況が進行しており、デジタル・トランスフォーメーション(DX)をキーワードにポストコロナの社会を変える可能性に注目が集まっており、当社にとって大きなビジネスチャンスと捉えております。今後も、新技術の習得に向け積極的な人材育成と共に、新技術を活用した提案を加速させてまいります。

(5) 働き方改革の実践

当社の従業員に対しては、政府の働き方改革の方針を受けた心身の健康とワーク・ライフ・バランスに配慮した労務管理を実践してまいります。具体的には、安全衛生委員会を通じた職場・労務環境の管理と整備、プロジェクトマネジメントの強化による工程遅れやトラブルによる残業の増加防止等の施策について全社を挙げて進めると共に、今般のコロナ禍で試行してきたテレワークにつきましても新しい時代の働き方の可能性の一つとして、今後もその有効性や実施可能性を検証してまいります。

(6) 財務体質の強化

当社の掲げる事業戦略の実現のためには、財務基盤の強化による安定的な資金調達が重要な課題となります。財務分析を行って自社の課題を把握し、健全な財務体質への改善及び財務管理体制の構築を行うことで、中長期的に安定した成長が可能な資金調達を行ってまいります。

(7) コーポレート・ガバナンスの推進

持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要と考え、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全化、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを徹底するとともに、経営環境の変化に対応した投資戦略・財務管理の方針の策定や独立社外取締役の活用、取締役会の多様性など、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、当発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、当社では従業員の安全を第一に考え顧客企業と協力し、出退社時間や就業時間の変更や、在宅勤務での業務遂行の実施等により感染防止に努めております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による影響が大きくなり生産・流通・消費活動の停滞による世界経済の減速が進行し続ける場合、人材ニーズの広範な低下を招き、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保について

当社においては、顧客企業のニーズを把握しつつ人材の採用・確保に努めております。しかしながら、経済環境の急激な変化や当社の信用失墜等により顧客企業の求める人材を確保することが困難となるような状況が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 請負事業の運営について

当社は、請負契約に基づく役務の提供を行っておりますが、この場合には派遣契約とは異なり当社が業務執行指示を行い、管理監督責任及び成果物責任を負うことになります。

当社は、当該役務の提供において発生しうるリスクについて事前検討・準備の上で顧客企業と契約を締結し、更に提供するサービスの品質の維持に努めていますが、予期せぬ事態が発生した場合や納期に対する遅延や成果物の瑕疵等により、顧客企業との関係悪化や損害賠償等が発生した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 法的規制について

当社の派遣事業は、労働者派遣法に基づいて事業を営んでおり、労働者派遣法及び関係諸法令による法的規制を受けております。当社では、コンプライアンスを徹底し、管理部門、内部監査部門により関係諸法令の遵守状況の把握・監視等に努め、必要に応じて対策指示を関係部門に実施しております。さらに当社では、定期的にコンプライアンス等に関する教育や案内を全社に実施し、社員の意識向上を図っております。

しかしながら、労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当した場合や、法令に違反する事由が発生した場合、これらに関連して、当社の社会的信用の失墜や、当該規制への対応に際して、サービス

内容の変更や新たなコストが発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、将来これらの法令ならびに関連諸法令が社会情勢の変化などに伴って、改正や解釈の変更等があり、それらが当社の事業運営に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

会社名	許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
株式会社テクノ	労働者派遣事業	厚生労働省	派43-010037	2000年3月1日	2023年2月28日
クリエイティブ	有料職業紹介事業	厚生労働省	43-ユ-300014	2005年3月1日	2023年2月28日

(5) 新技術・新サービスへの対応の遅れによるリスクについて

当社の総合エンジニアリング事業が展開している技術業界は、絶えず技術革新がなされ、それに伴う新サービスの提供も頻繁に行われております。当社は、常に市場動向を注視し技術革新への対応を講じておりますが、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、あるいは想定していない新技術・新サービスが普及した場合、当社製品の陳腐化、競争力の低下を招くおそれがあり、その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害の発生に伴うリスクについて

巨大地震や大型台風などの自然災害の発生により、当社の主要な事業所などが壊滅的な損害を被った場合や従業員の多くが被害を受けた場合は、その修復又は対応のために巨額な費用を要するなど当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 個人情報の管理について

当社は、社員、技術者、求職者等多くの個人情報を取り扱っており、その適正な管理を行うために個人情報管理規程や関連する諸規程を定め、従業員教育、関連事項の情報配信等により従業員の情報管理に対する意識を高めております。このような取り組みにも関わらず、個人情報の漏洩等の不測の事態が生じた場合、損賠賠償請求や社会的信用失墜等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 社員の常用雇用について

当社の社員は、有期雇用で契約する者だけでなく、無期雇用で契約している者も多くおります。一方で顧客企業との業務契約は有期限となっております。当社は、顧客企業のニーズに適応するための教育研修や新たな顧客企業の開拓等を通じて、社員に対して常に就業案件が提供できるように努めておりますが、経営環境の急激な変化や当社の信用失墜によって、一斉に契約の終了や顧客企業からの発注が停止されるような事態が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 競合、新規参入、参入障壁について

当社の事業領域については、既に上場している会社を含めて競合会社が多数存在しているため、受注競争が厳しくなり、同業他社の低価格戦略や取引先からの値下げ要請を受ける可能性もあります。当社は、提供する技術サービスの質的向上を図るほか、顧客企業の幅広いニーズに柔軟かつ的確な対応が出来る戦略的営業・技術教育の推進により、適正な収益を確保しつつ事業の拡大を図るべく努めておりますが、競合が厳し

くなる中で受注が十分に確保できない、または技術料金が低下すること等によって当の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 顧客の業績等による影響について

当社の主要顧客であります製造業において、国内経済及び世界経済の景気が悪化し、顧客製造業の業績低迷から、設計部門においての開発費の削減が行われた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 顧客情報の管理について

当社の社員は、業務遂行において顧客企業の機密性の高い情報に触れる機会があるため、当社では情報セキュリティ管理規程を定めたことで適正な情報管理を行うための体制を整え、情報管理レベルの向上に努めておりますが、各種情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 労働災害等の発生について

当社の社員の就業場所は、顧客企業における業務環境が様々であるため、安全衛生管理は個別の業務環境に適応すべきと認識しております。そのため、配属部署別に取り先企業との協力の基で安全衛生教育や現場管理者に対する研修を行う等、常時、労働災害を未然に防止するように努めております。しかしながら、当社の社員が不測の事態に遭遇した場合は、企業イメージの悪化や損賠賠償請求等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと

- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
 - ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社（以下「甲」という）がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（株式会社日本 M&A センター（以下「乙」という）が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第 311 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適

当でないと思えられるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる

事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 30.0%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

第24期事業年度末（2022年9月30日）

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、1,911,387千円（前期末比15,606千円減）となりました。これは主に、現金及び預金の減少72,948千円等によるものです。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、678,211千円（同258,982千円増）となりました。これは主に、建物の増加349,895千円及び土地の増加38,926千円等によるものです。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、866,283千円（同256,609千円減）となりました。これは主に一年以内返済長期借入金の減少71,950千円及び未払法人税等の減少185,085千円等によるものです。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、1,215,583千円（同360,060千円増）となりました。これは主に、長期借入金の増加345,565千円等によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、507,732千円(同139,923千円増)となりました。これは、増益による繰越利益剰余金の増加138,765千円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2022年11月18日)から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であることから、十分であると認識しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第24期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当事業年度において実施した設備投資の総額は、415,639千円であり、主に寮物件の購入、南関工場の内装工事、各営業所の移転、及び改装工事によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年9月30日

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価格（千円）						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	車両 運搬具	器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (熊本県熊本市)	本社 設備	30,517	37,190 (248.56)	—	3,355	7,680	78,743	694
大津寮 (熊本県大津町)	寮	308,896	38,926 (1,032.17)	—	—	—	347,823	—
南関工場 (熊本県南関町)	工場	36,692	—	—	6,917	—	43,610	2
東京 (東京都新宿区)	支社	6,588	—	—	272	—	6,860	69
名古屋 (愛知県名古屋市)	支社	13,002	—	—	—	—	13,002	57
大阪 (大阪府大阪市)	支社	209	—	—	—	—	209	64
北九州 (福岡県北九州市)	支店	886	—	—	—	—	886	87
北九州工場 (福岡県北九州市)	工場	695	—	—	394	—	1,090	16
福岡 (福岡県福岡市)	支社	737	—	—	—	—	737	110
久留米 (福岡県久留米市)	支店	1,190	—	—	265	—	1,455	99
大分 (大分県大分市)	支店	2,000	—	—	—	—	2,000	149

1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社及び大津寮以外の建物は賃借しており、年間の賃借料は45,570千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2022年9月30日現在）

（1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2022年9月30日)(株)	公表日現在発行数(2022年12月28日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

- (注) 1. 2022年5月30日開催の取締役会決議により、2022年6月15日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は1,999,800株増加し、2,000,000株となっております。
2. 2022年5月30日開催の取締役会決議で承認された株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年6月15日付をもって発行可能株式総数は7,999,200株増加し、8,000,000株となっております。
3. 2022年6月15日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、2022年6月15日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
1999年9月2日	200	200	10,000	10,000	—	—
2018年12月1日(注1)	200	200	40,000	50,000	—	—
2022年6月15日(注2)	1,999,800	2,000,000	—	50,000	—	—

- (注) 1. 繰越利益剰余金の額を40,000千円減少し、その全部を資本金に組み入れたことによるものです。
2. 2022年6月15日の株主名簿に記載された株主に対し、分割比率を1:10,000として分割しました。

(6) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

2022年3月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	-	-	20,000	-	-	-	20,000	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	100	-	-	-	100	-

(7) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 松濤	熊本県熊本市中央区神水1丁目38番10号	2,000,000	100.00
計	—	2,000,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 2,000,000	20,000	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は期末配当、中間配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を優先的に確保しつつ毎期の利益水準を勘案した上で、その実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は2022年9月30日時点においては非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性6名 女性1名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	—	三嶋 一秀	1954年6月17日	1976年4月 1986年9月 1988年12月 1992年12月 1999年9月 2016年1月	ブルームクラシック設立、代表 総合企画設立、代表 有限会社総合プラント設立、代表取締役 株式会社総合プラント設立、代表取締役 当社設立、代表取締役（現任） 株式会社松濤設立、代表取締役（現任）	注1	注5	—
専務取締役	—	小田 進二	1971年2月6日	1991年4月 2002年12月 2011年7月 2014年10月	株式会社ブレネットシステムズ入社 株式会社総合プラント入社 当社入社 当社取締役（現任）	注1	注5	—
取締役	ソリューション部 部長	高村 俊介	1983年12月2日	2005年4月 2006年3月 2020年12月	株式会社くすりのありあけ入社 当社入社 当社取締役（現任）	注1	注5	—

取締役	エンジニアリング部 部長	橋本 祥嗣	1985年12月2日	2008年4月 2010年4月 2010年8月 2012年3月 2020年10月 2021年12月	株式会社キュー・スタッフ入社 私立ルーテル学院中学勤務 株式会社大劇入社 当社入社 当社執行役員 当社取締役（現任）	注1	注5	—
取締役 注3	—	千葉 康博	1980年2月13日	2004年10月 2004年10月 2009年5月 2011年4月 2020年6月	弁護士登録 野口・千葉法律事務所入所 ニューヨーク州弁護士登録 千葉総合法律事務所設立 当社社外取締役（現任）	注1	注5	—
監査役 注4	—	松下 英司	1982年8月12日	2010年1月 2013年1月 2013年9月 2013年9月 2013年12月 2020年1月 2020年6月	有限責任あずさ監査法人入所 松下欣司税理士事務所入所 公認会計士登録 松下英司公認会計士事務所設立 税理士登録 LONG AGE税理士法人、代表社員（現任） 当社社外監査役（現任）	注2	注5	—

- (注) 1. 取締役の任期は2022年6月15日から2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は2022年6月15日から2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役 千葉康博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 松下英司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 2022年9月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】（1）

【コーポレート・ガバナンスの状況】⑥「役員報酬の内容について」に記載のとおりです。

6. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は2名であり、以下のとおりであります。

（記載の順序は執行役員の序列を示すものではありません。）

執行役員 松田 英明 Co. プランニング部 部長

執行役員 衛藤 真 エンジニアリング部

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼され成長を期待される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスが極めて重要であることを認識しており、経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、経営監督機能の充実化、ステークホルダーとの適切な協働により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

代表取締役が招集し、毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役5名（うち1名は社外取締役）で構成され、付議事項（取締役会規程で規定）の審議および経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。なお、定款において取締役の員数は8名以内、監査役の員数は3名以内といたしており、取締役の任期は就任後2年、監査役の任期は4年であります。

2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役 1 名であります。

監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産等の状況調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。

3) 内部監査

当社の内部監査は、独立性を確保するために代表取締役が指名した者が内部監査を担当しております。内部監査の実施には、実施内容等に応じ適任者と監査チームを編成することで監査体制の強化をはかっております。

内部監査担当者は、会社全体を対象に、全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の有効性向上に努めております。

内部監査の結果報告につきましては、代表取締役に行われるほか、取締役会でも報告され、改善勧告、フォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

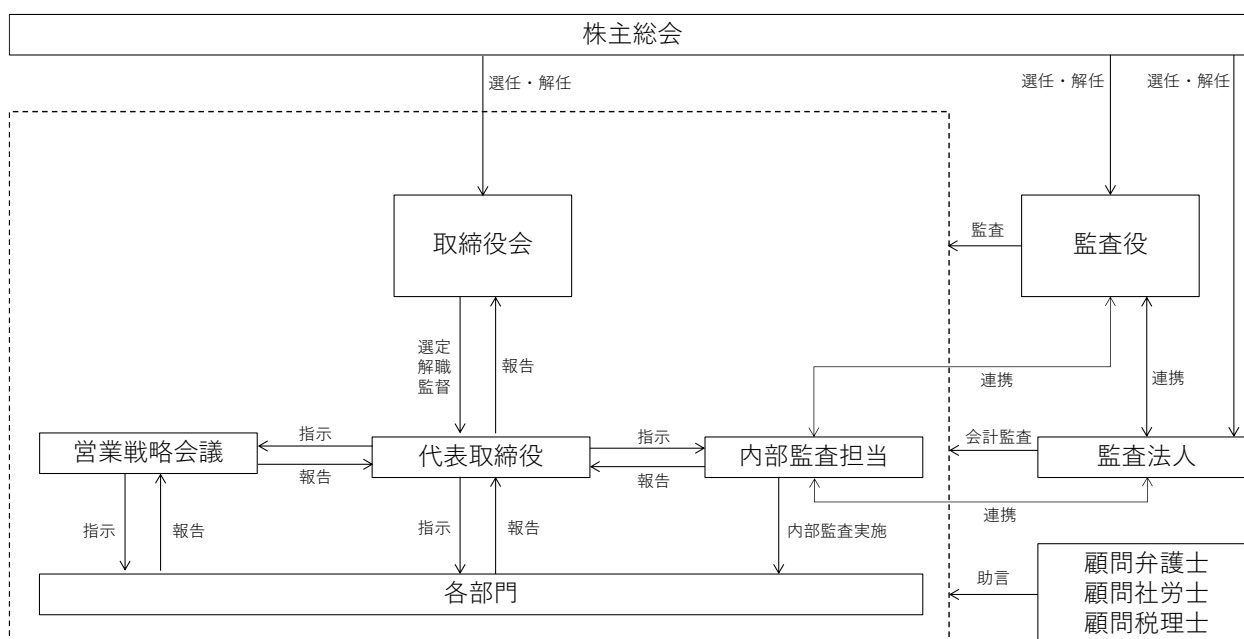
また、監査役と監査法人との間で適宜開催される連絡会に、必要に応じて内部監査担当者が参加しております。

内部監査担当者は、監査役および監査法人とは別の立場から監査を実施し、内部統制の充実、強化に努めております。

4) 会計監査

当社は和泉監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年9月期において監査を執行した公認会計士は加藤雅之氏、諏訪祐一郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

1) 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査部門が主管部署として、内部監査部門責任者以下2名が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認しております。特に監査役とは年間監査計画の立案、定期的な実地監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は監査役1名(社外監査役1名)により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。また、監査役、内部監査担当者及び監査法人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

2) リスク管理体制の状況について

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、リスク管理規程、コンプライアンス規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、各種規程に沿った業務を遂行することで社内チェック・牽制機能を働かせております。また、当社は企業経営および日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

3) 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名および社外監査役1名を選任しており、第三者の立場から当社の経

営意思決定に関し、適時適切なアドバイスを受けております。

社外取締役である千葉康博氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験から、専門知識と企業法務に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。

社外監査役である松下英司氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験から、専門知識と企業会計に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。

両者とも、当社の中に、人的・資金的・取引などの関係その他の利害関係はございません。

④役員報酬の内容について

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	45,840	45,840	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	8,400	8,400	—	—	2

(注) 1. 取締役の報酬につきましては、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会にて協議の上、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は2020年6月1日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない) と決議いただいております。

2. 監査役の報酬につきましては、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、監査役相互の協議により、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は2020年6月1日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

⑤支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針について

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

⑥取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑦取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

⑬株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の財務諸表について、和泉監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,292,699	1,219,751
受取手形	1,980	—
売掛金	591,149	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	※3 665,230
仕掛品	9,595	6,891
前渡金	—	3
前払費用	17,407	23,094
その他	20,036	2,622
貸倒引当金	△5,875	△6,207
流動資産合計	1,926,994	1,911,387
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 47,856	397,751
構築物	927	3,665
工具器具備品	6,300	11,205
土地	※2 37,190	76,116
有形固定資産合計	※1 92,274	※1 488,739
無形固定資産		
ソフトウェア	7,027	7,680
ソフトウェア仮勘定	2,164	—
のれん	155,539	77,769
無形固定資産合計	164,731	85,450
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期前払費用	5,513	2,954
繰延税金資産	122,080	68,131
その他	34,599	32,905
投資その他の資産合計	162,224	104,022
固定資産合計	419,229	678,211
資産合計	2,346,223	2,589,599

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	34,333	46,306
短期借入金	50,000	50,000
一年内返済予定の長期借入金	※2 177,452	※2 105,502
未払金	40,862	42,425
未払費用	280,424	327,324
未払法人税等	203,148	18,063
未払消費税等	200,156	133,066
預り金	76,904	78,745
賞与引当金	53,966	58,596
その他	5,643	6,251
流動負債合計	1,122,892	866,283
固定負債		
社債	450,000	450,000
長期借入金	※2 366,731	712,296
役員退職慰労引当金	38,791	53,286
固定負債合計	855,522	1,215,583
負債合計	1,978,415	2,081,867

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金	9,557	9,557
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	308,251	448,175
利益剰余金合計	317,808	457,732
株主資本合計	367,808	507,732
純資産合計	367,808	507,732
負債純資産合計	2,346,223	2,589,599

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	4,891,886	※1 5,752,152
売上原価	3,950,565	4,814,235
売上総利益	941,321	937,917
販売費及び一般管理費	※2 624,711	※2 711,410
営業利益	316,610	226,506
営業外収益		
受取利息	4	6
保険解約差益	296,436	—
不動産賃貸収入	—	25,818
助成金収入	—	17,032
その他	17,023	1,005
営業外収益合計	313,465	43,862
営業外費用		
支払利息	6,731	9,063
電子記録債権売却損	2,919	3,431
社債利息	1,702	1,703
不動産賃貸費用	—	12,254
その他	929	123
営業外費用合計	12,282	26,575
経常利益	617,793	243,793
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 2,897
特別利益合計	—	2,897
特別損失		
固定資産売却損	※4 258	—
特別損失合計	258	—
税引前当期純利益	617,534	246,691
法人税、住民税及び事業税	203,148	54,579
法人税等調整額	36,997	53,345
法人税等合計	240,146	107,925
当期純利益	377,388	138,765

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020 年 10 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)		当事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		8,864	0.2	4,164	0.1
II 労務費		3,520,844	89.0	4,194,013	87.2
III 外注加工費		241,354	6.1	379,676	7.9
IV 経費		185,086	4.7	230,482	4.8
当期総製造費用		3,956,150	100.0	4,808,336	100.0
仕掛品期首棚卸高		1,118		9,595	
合計		3,957,269		4,817,931	
仕掛品期末棚卸高		9,595		6,891	
商品仕入高		2,891		3,195	
当期売上原価		3,950,565		4,814,235	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	2,500	8,490	10,990	60,990
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△77,627	△77,627	△77,627
配当に伴う利益準備金積立	—	7,057	—	7,057	7,057
当期純利益	—	—	377,388	377,388	377,388
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	7,057	299,760	306,817	306,817
当期末残高	50,000	9,557	308,251	317,808	367,808

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	9,557	308,251	317,808	367,808
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	1,158	1,158	1,158
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	9,557	309,409	318,966	368,966
当期変動額					
当期純利益	—	—	138,765	138,765	138,765
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	138,765	138,765	138,765
当期末残高	50,000	9,557	448,175	457,732	507,732

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	617,534	246,691
減価償却費	5,542	10,223
賞与引当金の増減額 (△は減少)	14,589	4,630
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,786	14,495
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,016	332
受取利息	△4	△6
保険解約差益	△296,436	—
助成金収入	—	△17,032
不動産賃貸収入	—	△25,818
支払利息	6,731	9,063
不動産賃貸費用	—	12,254
固定資産売却益	—	△2,897
固定資産売却損	258	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△170,131	△58,786
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△8,476	2,703
仕入債務の増減額 (△は減少)	14,431	11,973
のれん償却費	77,769	77,769
その他	149,727	△11,894
小計	415,338	273,700
利息の受取額	2	3
利息の支払額	△8,721	△10,524
法人税等の還付額	711	—
法人税等の支払額	△773	△239,664
助成金の受取額	—	17,032
営業活動によるキャッシュ・フロー	406,557	40,547
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△22,397	△412,257
無形固定資産の取得による支出	△7,649	△477
有形固定資産の売却による収入	272	2,897
投資不動産の賃貸による収入	—	25,818
投資不動産の賃貸に係る支出	—	△4,697
定期預金預入による支出	△24,000	△24,000
保険積立金の解約による収入	297,574	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	2,289
敷金及び保証金の支払による支出	—	△688
その他	△21,648	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	222,153	△411,114
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減	△139,000	—
長期借入金の借入による収入	—	515,000
長期借入金の返済による支出	△83,452	△241,383
配当金の支払額	△53,000	—
その他	△204	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△275,656	273,616
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	353,054	△96,950
現金及び現金同等物の期首残高	791,608	1,144,662
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,144,662	※1 1,047,711

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～37年
構築物	15年～20年
車両運搬具	6年
工具器具備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、のれんについては、その効果が発現すると見積もられる期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるために、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 68,131千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業計画により見積もられた将来の課税所得の発生時期及び金額に基づき、回収可能性が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。当該課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、本会計基準の適用による財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、この適用による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	27,620 千円	27,416千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
土地	37,190千円	76,116千円
建物	31,176千円	338,437千円
計	68,366千円	414,554千円

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
一年内返済予定の長期借入金	9,336千円	19,346千円
長期借入金	71,536千円	387,277千円
計	80,872千円	406,624千円

※3 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、（収益認識関係）「3.（1）契約資産の残高等」に記載しております。

（損益計算書関係）

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、（収益認識関係）「1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	44,680千円	54,240千円
給与手当	229,611千円	227,456千円
賞与引当金繰入額	15,800千円	16,866千円
減価償却費	5,542千円	10,223千円
貸倒引当金繰入額	1,016千円	332千円
のれん償却費	77,769千円	77,769千円
役員退職慰労引当金繰入	2,786千円	14,495千円

おおよその割合

販売費	5%	4%
一般管理費	95%	96%

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
車両運搬具	—	2,897千円
計	—	2,897千円

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
車両運搬具	258 千円	—
計	258 千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

① 金銭による配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月21日 臨時株主総会	普通株式	53,000	265,000	2021年3月31日	2021年6月22日

② 金銭以外による配当支払額

決議	株式の種類	配当財産 の種類	配当財産の帳簿 価格 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月21日 臨時株主総会	普通 株式	会員権	17,570	—	2021年 3月31日	2021年 6月22日

当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	200	1,999,800	—	2,000,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 1,999,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	1,292,699千円	1,219,751千円
預入期間が3か月を超える定期預金	148,037千円	172,040千円
現金及び現金同等物	1,144,662千円	1,047,711千円

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現物配当による会員権の減少額	17,570千円	—

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用にあたっては預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によって行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、定期的取引先の財務状況を把握することで管理しております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後29年であります。このうちの一部は変動金利による資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法で管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスクに対しては、月別に変動リスクを把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

（４） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2021年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債	450,000	453,717	3,717
(2) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	544,183	544,373	190
負債計	994,183	998,091	3,908

（注１）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	2021年9月30日
出資金	30

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

当事業年度(2022年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（１年内償還予定を含む）	450,000	453,092	3,092
(2) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	817,799	807,903	△9,895
負債計	1,267,799	1,260,996	△6,802

（注１）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	2022年9月30日
出資金	30

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,292,699	—	—	—
受取手形	1,980	—	—	—
売掛金	591,149	—	—	—
合計	1,885,829	—	—	—

当事業年度 (2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,219,751	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	665,230	—	—	—
合計	1,884,982	—	—	—

(注4) 短期借入金、社債及び長期借入金の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	400,000	50,000	—	—
長期借入金	177,452	87,452	60,864	53,340	52,883	112,192

当事業年度 (2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
社債	—	400,000	50,000	—	—	—
長期借入金	105,502	79,015	151,592	71,238	62,575	347,874

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	453,092	—	453,092
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	807,903	—	807,903
負債計	—	1,260,996	—	1,260,996

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	18,489	20,075
未払費用	2,757	3,016
役員退職慰労引当金	13,290	18,256
資産調整勘定	81,060	40,530
その他	21,359	6,125
繰延税金資産小計	136,956	88,003
評価性引当額	△14,875	△19,871
繰延税金資産合計	122,080	68,131

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
住民税等均等割	0.2%	0.7%
評価性引当額の増減	0.1%	2.0%
のれん償却額	4.3%	10.8%
法人税額の特別控除	—	△3.1%
その他	0.0%	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.9%	43.8%

(資産除去債務関係)

当社は、賃貸事務所等の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該契約に伴う敷金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
一時点で移転される財又はサービス	45,137
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	5,707,015
顧客との契約から生じる収益	5,752,152
その他の収益	—
売上高合計	5,752,152

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針)「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	610,483
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	659,151
契約資産(期首残高)	3,427
契約資産(期末残高)	6,079

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の請求に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。

(セグメント情報)

【セグメント情報】

当社は、総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社荏原製作所	608,996

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社荏原製作所	710,270

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

（1）役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注1）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	三嶋一秀	—	—	当社代表取締役、 ㈱松濤代表取締役	被所有 直接 100%	—	債務被保証	900,913	短期借入金 一年内返済予定の 長期借入金 社債 長期借入金	50,000 63,348 450,000 337,565

(注) 当社は、銀行借入及び社債の発行に対して上記の代表取締役より債務保証を受けております。取引金額は期末の借入金残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。

なお、本発行者情報公表日現在においては、銀行からの借入金及び社債については債務保証を解消しております。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社松濤 (非上場)

(2) 重要な関係会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	183.90円	253.86円
1株当たり当期純利益金額	188.69円	69.38円

(注) 1. 当社は、2022年6月15日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	377,388	138,765
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	377,388	138,765
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2021年9月30日)	当事業年度末 (2022年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	367,808	507,732
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	367,808	507,732
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,000,000	2,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	53,090	361,787	—	414,878	17,126	11,893	397,751
構築物	1,061	2,896	—	3,957	291	157	3,665
車両運搬具	5,689	—	5,689	—	—	—	—
工具器具備品	12,556	8,646	—	21,203	9,997	3,741	11,205
土地	37,190	38,926	—	76,116	—	—	76,116
有形固定資産計	104,948	412,257	5,689	516,155	27,416	15,792	488,739
無形固定資産							
ソフトウェア	9,088	2,641	—	11,730	4,049	1,987	7,680
ソフトウェア仮勘定	2,164	741	2,905	—	—	—	—
のれん	388,849	—	—	388,849	311,079	77,769	77,769
無形固定資産計	400,102	3,382	2,905	400,579	315,129	79,757	85,450

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物及び土地 寮物件の購入

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

車両運搬具 社用車の売却

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
保証付私募債 第二回	2018年10月25日	100,000	100,000	0.400	—	2023年10月25日
保証付私募債 第三回	2018年11月1日	300,000	300,000	0.376	—	2023年10月30日
保証付私募債 第四回	2020年9月25日	50,000	50,000	0.350	—	2025年9月25日
合計	—	450,000	450,000	—	—	—

(注) 1. 決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	400,000	50,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	50,000	0.83	—
1年以内に返済予定の長期借入金	177,452	105,502	1.08	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	366,731	712,296	1.02	2023年4月25日～ 2051年9月5日
合計	594,183	867,799	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	79,015	151,592	71,238	62,575

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,875	6,207	—	5,875	6,207
賞与引当金	53,966	58,596	53,966	—	58,596
役員退職慰労引当金	38,791	14,495	—	—	53,286

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	185
預金	
普通預金	1,047,526
定期預金	172,040
計	1,219,751

ロ. 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)マキテック	2,162
日鉄テックスエンジ(株)	4,218
計	6,381

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年10月	296
2022年11月	835
2022年12月	557
2023年1月	4,691
計	6,381

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)荏原製作所	74,162
本田技研工業(株)	32,930
九州NSソリューションズ(株)	21,675
(株)NSD名古屋支社	20,743
オムロン阿蘇(株)	16,185

その他	493, 151
合計	658, 849

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
591, 149	6, 688, 509	6, 620, 809	658, 849	90. 95	34. 11

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

二. 仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛設計製造	6, 891
合計	6, 891

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
ウイングノア	3, 610
インフォブラックス	3, 444
キャル	3, 336
オールラウンドプロデュース	3, 146
メディアファイブ	1, 683
その他	31, 085
合計	46, 306

ロ. 短期借入金

相手先	金額(千円)
みずほ銀行熊本支店	50, 000
合計	50, 000

ハ. 1年以内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
-----	--------

商工組合中央金庫熊本支店	10,104
肥後銀行神水支店	49,010
熊本銀行本店営業部	36,380
その他	10,008
合計	105,502

ニ．未払費用

相手先	金額(千円)
未払給与	263,390
熊本東年金事務所	59,280
肥後銀行他	885
大和証券オフィス投資法人	2,994
毎日ビルディング	690
リファレンス	46
別大興産	36
合計	327,324

③ 固定負債

イ．長期借入金

相手先	金額(千円)
肥後銀行神水支店	520,077
熊本銀行本店営業部	104,695
商工組合中央金庫熊本支店	85,062
その他	2,462
合計	712,296

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月 1 日から翌年 9 月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年 9 月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 3 月31日、毎年 9 月30日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.techno-creative.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月28日

株式会社テクノクリエイティブ

取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

加藤 雅之

代表社員

業務執行社員

公認会計士

諏訪 祐一郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノクリエイティブの2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノクリエイティブの2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監

査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手

した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上